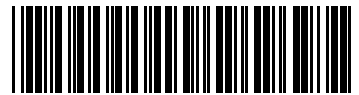


様式コード
2 2 2 5

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届

70歳以上被用者算定基礎届



平成 30 年 4 月 20 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号	1 1 - 1 1 1 1
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒102 - 0071 東京都千代田区富士見1-2-21
	事業所名称	ピーシーエー商事 株式会社
	事業主氏名	PCA 太郎
	電話番号	03 (5211) 2700

受付印

社会保険労務士記載欄
氏 名 等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑪ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫ 備考	
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)			
			⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑮ 平均額		⑯ 修正平均額			

1	①	5	② 丸ノ内 孝夫		③ 5-450401		④ 30 年 9 月		⑪	
	⑤	健 440 千円	厚 440 千円	⑥ 29 年 9 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額		⑫ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
	4 月	30 日	500000 円	0 円	500000 円		1440000 円			
	5 月	31 日	470000 円	0 円	470000 円		480000 円			
6 月	30 日	470000 円	0 円	470000 円						

2	①		②		③		④ 年 9 月		⑪	
	⑤	健 千円	厚 千円	⑥ 年 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額		⑫ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
	4 月	日	円	円	円		円			
	5 月	日	円	円	円		円			
6 月	日	円	円	円		円				

3	①		②		③		④ 年 9 月		⑪	
	⑤	健 千円	厚 千円	⑥ 年 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額		⑫ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
	4 月	日	円	円	円		円			
	5 月	日	円	円	円		円			
6 月	日	円	円	円		円				

4	①		②		③		④ 年 9 月		⑪	
	⑤	健 千円	厚 千円	⑥ 年 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額		⑫ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
	4 月	日	円	円	円		円			
	5 月	日	円	円	円		円			
6 月	日	円	円	円		円				

5	①		②		③		④ 年 9 月		⑪	
	⑤	健 千円	厚 千円	⑥ 年 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額		⑫ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
	4 月	日	円	円	円		円			
	5 月	日	円	円	円		円			
6 月	日	円	円	円		円				

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。